

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

葉山町都市公園条例（昭和60年葉山町条例第2号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年3月11日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

利用者の利便性向上を図るため、利用登録公園施設の登録期間の見直しを行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

葉山町都市公園条例（昭和60年葉山町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第7条の2第3項中「当該日の属する年度の末日まで」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町都市公園条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

利用者の利便性向上を図るため、利用登録公園施設の登録期間の見直しを行うため所要の改正を行うこととした。

2 内 容

利用登録公園施設の登録期間を、登録が完了した日の属する年度の末日から、登録が完了した日から 1 年に変更することとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町都市公園条例 昭和60年2月18日条例第2号 (利用登録公園施設)</p> <p>第7条の2 町の管理する公園施設で、利用登録した者に使用させるもの(以下「利用登録公園施設」という。)は、別表第1の2のとおりとする。</p> <p>2 利用登録公園施設を使用しようとする者は、町長の利用登録を受けなければならない。</p> <p>3 前項の登録期間は、登録が完了した日から<u>1年</u>とする。</p> <p>4 利用登録公園施設の供用期間及び供用時間は、規則で定める。</p>	<p>○葉山町都市公園条例 昭和60年2月18日条例第2号 (利用登録公園施設)</p> <p>第7条の2 町の管理する公園施設で、利用登録した者に使用させるもの(以下「利用登録公園施設」という。)は、別表第1の2のとおりとする。</p> <p>2 利用登録公園施設を使用しようとする者は、町長の利用登録を受けなければならない。</p> <p>3 前項の登録期間は、登録が完了した日から<u>当該日の属する年度の末日まで</u>とする。</p> <p>4 利用登録公園施設の供用期間及び供用時間は、規則で定める。</p>